

## あやせ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、あやせ男女共同参画プラン推進協議会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市における男女共同参画社会の実現をめざし、あやせ男女共同参画プランの総合的推進を図るため、あやせ男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) あやせ男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) あやせ男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (3) その他あやせ男女共同参画プランの推進に関し必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、委員9名以内をもって組織する。

- 2 委員は、男女共同参画について識見を有する者、あやせ男女共同参画プランに位置付けられた施策との関連性の強い組織及び団体、市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この協議会の設置当初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。